

newmo株式会社、堺相互タクシー株式会社及び 株式会社未来都と自動運転タクシーサービスの 実現に向けた連携協定を締結しました

堺市では、地域公共交通の一翼を担うタクシーにおいて運転士不足が発生しています。

このたび、タクシー事業を展開し本市にタクシー営業所を構える、newmo株式会社、堺相互タクシー株式会社、株式会社未来都の3社と、タクシーの運転士等の担い手不足への対応に取り組み、市民・地域の社会生活や経済活動に重要な地域公共交通の維持・確保を図ることを目的として、「堺市、newmo株式会社、堺相互タクシー株式会社及び株式会社未来都との自動運転タクシーサービスの実現に向けた連携協定書」を締結し、以下のとおり締結式を執り行いました。

同協定の締結により、今後、自動運転タクシーの実現に向けた実証実験などに取り組みます。

なお、自動運転タクシーの実現に向けてタクシー会社と連携協定を締結するのは、大阪府内では初めての取組です。

1 協定締結式

日時	令和7年9月30日（火）午後2時5分～午後2時30分		
場所	堺市役所 本館4階 秘書課会議室		
出席者	newmo株式会社	代表取締役社長	青柳 直樹（あおやぎ なおき）氏
	堺相互タクシー株式会社	代表取締役社長	小山 泰生（こやま たいき）氏
	株式会社未来都	代表取締役副社長	宮崎 聰（みやざき そう）氏
	堺市	市長	永藤 英機
協定の 主な内容	<ul style="list-style-type: none">(1) 自動運転タクシーの実証実験に関すること(2) 関係機関との体制構築に関すること(3) 実証走行エリア等の調整・確保に関すること(4) 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項に関すること		

2 出席者のコメント

<newmo株式会社 青柳代表取締役社長>

タクシー事業を進める中で人手不足の問題を痛感しています。人々の移動や地域の皆様のつながりを支えるという大きなテーマに対して、自動運転タクシーは大きな可能性を持っていると考えています。将来、サービスとしてご利用いただけるよう、堺から実現をめざします。

<堺相互タクシー株式会社 小山代表取締役社長>

担い手不足や高齢化の課題を実感する中で、自動運転タクシーという新たな挑戦に取り組めることを嬉しく思います。持続可能な公共交通サービスの提供に向け、堺からチャレンジを始め、実現に向けて尽力してまいります。

<株式会社未来都 宮崎代表取締役副社長>

地域に根ざした事業を展開し、配車アプリの導入や業務効率化にも早期から取り組んできました。今回、自動運転タクシーの実証実験を堺で始められることを嬉しく思います。関係の皆様と連携し、導入に向けて取り組んでまいります。

<永藤市長>

地域公共交通の維持と確保は喫緊の課題であると認識しており、自動運転タクシーの取組を堺で実施できることは大変意義深いものです。「ものの始まりなんでも堺」と称された堺で、皆様と連携し課題解決に向けて大阪府内で初となる取組を進めます。

3 協定締結の様子



左から、宮崎代表取締役副社長、小山代表取締役社長、青柳代表取締役社長、永藤市長

4 その他

各社の事業に関する詳細は、以下のホームページをご確認ください。

<newmo株式会社>

<https://newmo.me/>

<堺相互タクシー株式会社>

<https://www.sakaisougo-taxi.co.jp/>

<株式会社未来都>

<https://milight-taxi.co.jp/>

問い合わせ先	担当 課：建築都市局 交通部 交通政策課 電話：072-340-0417 ファックス：072-228-8468
--------	---

堺市、newmo 株式会社、堺相互タクシー株式会社及び株式会社未来都との
自動運転タクシーサービスの実現に向けた連携協定書

(目的)

第1条 本協定は、令和7年8月12日により要望を受けた「自動運転タクシーサービスの実現に向けた要望」を受け、堺市（以下「甲」という。）と newmo 株式会社（以下「乙」という。）、堺相互タクシー株式会社（以下「丙」という。）、株式会社未来都（以下「丁」という。）が相互に連携・協力し、タクシーの運転士等の担い手不足への対応に取り組み、市民・地域の社会生活や経済活動に重要な地域公共交通の維持・確保を図ることを目的とする。

(連携・協力事項)

第2条 甲、乙、丙及び丁は、前条に規定する目的を達成するために、堺市における自動運転タクシーの導入に向け、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について相互に連携・協力する。

- (1) 自動運転タクシーの実証実験に関すること
- (2) 関係機関との体制構築に関すること
- (3) 実証走行エリア等の調整・確保に関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

(費用負担)

第3条 連携事項の実施について、原則、乙、丙及び丁が負担し、甲の費用負担はないものとする。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3カ月前までに、甲、乙、丙又は丁のいずれからも書面による申し出がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

(守秘義務)

第5条 甲、乙、丙及び丁は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏洩してはならない。

2 甲、乙、丙及び丁は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(その他)

第6条 本協定に定める事項に関する細目については、甲、乙、丙及び丁が別途協議して定めることとする。

2 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲、乙、丙及び丁は誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、甲乙丙丁署名の上各1通を保有するものとする。

令和7年9月30日

甲 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市

堺市長 (自署)

乙 東京都港区虎ノ門3丁目5番1号虎ノ門37森ビル13階

newmo 株式会社

代表取締役社長 (自署)

丙 堺市北区黒土町3004番地1

堺相互タクシー株式会社

代表取締役社長 (自署)

丁 守口市八雲東町1丁目8番2号

株式会社未来都

代表取締役副社長 (自署)